

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
7月3日
(木曜日)

目次

○選管告示	一
直接請求に必要な有権者の数	一
参議院議員通常選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日	二
参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務の取扱い	二
参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時	二
参議院山口県選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	三
参議院山口県選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日	三
参議院山口県選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	三
参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	三
参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	三
参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	三
○参議院議員選挙選挙長告示	三
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時	四
○参議院議員選挙選挙分会長告示	四
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時	四

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第



八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、〇〇九
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	一三七、五五三
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	一三七、五五三
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一三七、五五三
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一三七、五五三
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	一三七、五五三
県教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	一三七、五五三

上関町・島田布施町・平生町選挙区
周防大野田選挙区
周防小野田選挙区
美祿市選挙区
柳井市選挙区
長門市選挙区
光市選挙区
岩国市選挙区
下松市選挙区
防府市・阿武町選挙区
萩市・阿武町選挙区
宇部市選挙区
関市選挙区

山口県選挙管理委員会告示第三十七号

令和七年七月二十日執行の参議院議員通常選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

市町名	投票区名		投票の期日
	六連	蓋井	
下関市	大島	相島	令和七年七月十九日
萩市	見島第一	見島第二	
	野島	柱島	
	平郡第一	平郡第二	
	江ノ浦	樽見	
大島郡周防大島町	祝島		
熊毛郡上関町			

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

令和七年七月二十日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

一 参議院山口県選出議員選挙

選挙	選挙長	職務代理者
住 所	氏 名	住 所
山口市	黒瀬 邦彦	山口市
		安光真裕美

二 参議院比例代表選出議員選挙

選挙分会	選挙分会長	職務代理者
住 所	氏 名	住 所
宇部市	百衣万里子	周南市
		渡部 明

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

令和七年七月二十日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

山口県選挙管理委員会告示第四十号

令和七年七月二十日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

一 参議院山口県選出議員選挙選挙会

- (一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- (二) 日時 令和七年七月二十三日午前十時
- 二 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会
- (一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- (二) 日時 令和七年七月二十三日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

令和七年七月二十日執行の参議院山口県選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

第 27 回
参 議 院 議 員 選 挙
山口県選挙区（番号）
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

令和七年七月二十日執行の参議院山口県選出議員選挙において、候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

開始期日 令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

令和七年七月二十日執行の参議院山口県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和七年七月三日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

令和七年七月二十日執行の参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

- 一 参議院山口県選出議員選挙
(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
(二) 日時 令和七年七月四日午後五時三十分
二 参議院比例代表選出議員選挙
(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
(二) 日時 令和七年七月四日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和七年七月三日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

令和七年七月二十日執行の参議院山口県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

制限額 三八、〇〇五、六〇〇円

参議院山口県選出議員選挙選挙長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院山口県選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

参議院山口県選出議員選挙選挙長 黒瀬 邦彦

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和七年七月十八日午前十時

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えることとなった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 百衣 万里子

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 令和七年七月十八日午前十時